平成２３年（フ）第４５７号
名古屋市天白区原５丁目709番地　村瀬ビル１Ｆ中
債務者　鷲見亜由子
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第９９６４号
大阪府大東市南新田１丁目15番104号
債務者　田中　紀子
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４８２号
大阪市平野区瓜破西２丁目７番21号　フローレスタグランデ307
債務者　梅田　和弘
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７１２号
大阪市城東区天王田４番38―405号
債務者　鵜飼　健二
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８４１号
大阪府吹田市岸部南２丁目21番27号
債務者　岸本　保男
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１２３５号
大阪市生野区小路３―13―５　グランソシエ小路207、住民票上の住所大阪府高槻市川西町１丁目20番26―303号
債務者　原田　文子
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１３０５号
大阪市東淀川区大桐４丁目３番24号
債務者　古高　清寿
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１４１１号
大阪市生野区小路東２丁目７番15号　パール小路304
債務者　谷浦　　勇
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１４４４号
大阪市平野区喜連２丁目６番９―104号
債務者　山下　都一
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１４８２号
大阪市平野区長吉長原西４丁目２番19―203号
債務者　伊東　和代
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１５４２号
大阪府東大阪市荒本新町６番29―201号
債務者　庄野　真美
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１５６１号
大阪府大東市朋来２丁目23番1004号
債務者　岡森　正夫
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１５８７号
大阪府高槻市宮野町18番４号
債務者　村上　幸子
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１５９５号
大阪府豊能郡能勢町山辺257番地の52
債務者　田崎美穂子
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１６２０号
大阪府摂津市香露園24番15号
債務者　吉田　雅澄
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１６３２号
大阪府八尾市竹渕西４丁目17番地の12
債務者　谷口　慶暁
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１６４６号
大阪市平野区加美南５丁目６番10号
債務者　錦城成子こと　玄　　成子
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１６５８号
大阪市東成区大今里南４丁目17番26―109号
債務者　安部　和江
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部